様式２

　　　年　　　月　　　日

鳥取市保健所長　様

**譲渡ボランティア登録申請書**

犬及び猫のボランティア譲渡実施要領に基づき、譲渡ボランティアの登録を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団　体　名　称（個人の場合は不要） |  |
| 団体所在地（個人の場合は不要） | 〒連絡先：　　　　　　　　　　　　 |
| 団体代表者（個人の場合、本欄に記載） | 氏名 |  |
| 住所 | 連絡先：　　　　　　　　　　　　 |
| 責任者（団体所在地又は代表者居在地が県外の場合） | 氏名 |  |
| 住所 | 連絡先： |
| 引　受　け　頭　数 | □犬（　　　　　　　　 ）頭　 □猫（　　　　　　　　　）頭 |
| 離乳していない動物 | □引受け可能（ 犬 ・ 猫 、　　　　　　　週以降可能 ） |
| 添　付　書　類 | □一時飼養場所票（様式２）□誓約書（様式３）□団体の場合は規約、会則等、個人の場合は活動趣意書□動物の愛護及び管理に関して活動実績がある場合は、その活動実績□団体の場合は代表者、責任者及び役員名簿□譲渡ボランティアの基準(別表２)の５に該当しないことを示す書類□一時飼養場所が借家又は集合住宅の場合、動物の飼養が承認されていることを示す書類□申請者（団体の場合は代表者）の本人確認が出来る書類 |
| ボランティア譲渡動物情報連絡先、書類等送付先 | 電子メールアドレス：携帯電話番号：書類等の送付先住所： |
| 事　務　担　当　者（申請者と異なる場合） | 氏名：連絡先（携帯電話番号、電子メール等） |
| 備　　　考 |  |

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

※ボランティア譲渡動物の情報は原則として電子メールでの提供となるため、連絡先に記入してください。

様式３

**譲渡ボランティア一時飼養場所票**

一時飼養場所ごとに提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 飼養場所番号 |  |
| 一時飼養会員（個人ボランティア） | 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒電話番号　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 一時飼養場所 | □一時飼養会員（個人ボランティア）の自宅□一時飼養会員（個人ボランティア）の自宅以外住所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 飼 養 可 能 数 | □犬（　　　　　）頭　　　 □猫（　　　　　）頭 |
| 飼養場所の概要 | □一戸建て(持ち家)　　　□一戸建て(借家)【家主の了解　□有】□集合住宅【管理者の了解　□有】　　□その他 （　　　　　　　　　）※借家、集合住宅の場合、動物の飼養が承認されていることがわかる規約・賃貸契約書の写し等を提出してください。 |
| 周 囲 の 環 境 | □住宅地　　□集落　　□商業地　　□農地　　□山地□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 設 備 の 種 類 | □ケージ等　（　　　　個：材質　　　　　　　　　　　　　　　 ）（　　　　個：材質　　　　　　　　　　　　　　　 ）□給水設備　　　□消毒設備　　　□餌の保管設備□清掃設備　　　□遮光等設備(当該設備が必要のない場合を除く) |
| 予定している飼養形態 | □室内で飼養　　　　　　□屋外で係留して飼養□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 現在飼養している犬及び猫 | □飼っている　□犬（　　　　　頭）　　□猫（　　　　　頭）□その他（種類　　　　　　、数 　　　　　　　　　）□以前（　　　　　）を飼っていたが、現在は飼っていない□飼ったことはない |
| （同種の動物を飼養している場合） | ①犬の登録・狂犬病予防注射□有　　　　□無（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）②繁殖制限措置□不妊去勢手術□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）③動物間の感染性の疾病のまん延及び闘争の防止措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　　　考（何かありましたらご記入ください） |  |

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

※一時飼養する犬猫と、現在飼養する犬猫併せて10頭以上になる場合や、動物の飼養にあたって苦情があった場合などは現地調査を行うことがあります。

様式４

　　　　年　　　　月　　　　日

鳥取市保健所長　様

**誓約書（ボランティア譲渡用）**

鳥取市の譲渡ボランティアとして登録するにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　犬及び猫のボランティア譲渡実施要領の別表４（譲渡ボランティアの遵守事項）の事項を守ります。

|  |
| --- |
| ⑴　終生飼養・適正飼養をする新しい飼い主以外への譲渡は行いません。⑵　新しい飼い主に譲渡した時は、連絡します。⑶　犬の場合は登録番号及び狂犬病予防注射番号を連絡します。⑷　登録内容に変更があったとき等は、速やかに報告を行います。⑸　毎年５月末日までに、前年度分の活動報告書を提出します。⑹　ボランティア譲渡動物は、台帳等により個体毎に記録し、管理します。⑺　各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理します。⑻　動物の飼養にあたっては、周辺環境への配慮に努め、苦情等がないよう適正に飼養します。⑼　一時飼養中にボランティア譲渡動物が逸走した場合は、収容に努めるとともに、速やかに保健所に連絡します。⑽　猫の場合は、室内飼養するとともに、新しい飼い主に指導します。⑾　一時飼養することが困難となった場合は、速やかに市へ連絡します。 |

２　狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を守ります。

３　譲渡を行う新しい飼い主に対して、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を守るよう指導します。

４　譲り受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行いません。

５　所有者不明の動物を譲り受けた場合、元の所有者が判明し、返還を求められたときは、元の所有者に速やかに返還します。

６　譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合は、市に対してその責任を一切問わないとともに、問題については自己の責任で処理します。また損害を受け又は与えた場合も賠償を請求しません。

７　活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らしません。

８　団体内や同様の活動をしている他団体・個人間での問題発生について未然防止に努め、問題が生じた際には自ら解決します。

９　市が行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を理解し、協力するとともに、市の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行いません。

10　本誓約内容を守っていないことが明らかになった場合、市から譲渡ボランティアとしての登録を取り消されても不服を申し立てません。また、市の求めに応じてボランティア譲渡動物を返還します。

11　その他、市が実施する指導及び調査等に協力し、譲渡に係る市の指示に従います。

　　　　　　　団　体　名：

代表者住所：

代表者氏名：

様式８

　　年　　　月　　　日

鳥取市保健所長 様

団体名

代表者名

（個人の場合は住所・氏名）

**登録内容変更（活動休止）届出書**

譲渡ボランティアの登録内容を変更したので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 鳥取市第　　　　号 |
| 変更内容 | 概要 | □一時飼養会員（一時飼養場所）の追加、削除、飼養頭数等変更□代表者又は責任者の変更□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類※変更内容に応じて添付してください。 | □一時飼養場所票（様式１－２）□代表者及び役員名簿（氏名及び住所）□規約、会則等□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事務担当者（申請者と異なる場合） | 氏名：連絡先（携帯電話番号、電子メール等） |
| 備考 |  |

参考様式１

○○○（団体名）規約

（名称）

第１条　本会は、○○○（団体名）と称する。

（目的及び組織）

第２条　本会は、○○○市内における○○○を○○○することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　○○○をすること。

⑵　○○○を行うこと。

⑶　○○○を開催すること。

⑷　○○○に参加すること。

（事務局所在地）

第４条　この会の事務局を以下に置く。

〒○　　○○市 １‐１‐１　　　（会長　 ○○○○）

（役員）

第５条　本会に次の役員をおく。

会長　１名、　　副会長 若干名、　　会計　１名

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表して会務を掌る。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

３　会計は、本会の会計を担う。

（運営）

第８条　おおむね年○回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

（経費等）

第１０条　本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

２　会費は年間○円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

（事業年度）

第１１条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（その他）

第１２条　この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附　　　則

本会則は、○○年○○月○○日より施行する。

参考様式２－１

**譲渡ボランティア基準の５に該当してないことを示す書類（個人）**

住所

氏名

私は、下記事項のいずれにも該当しません。

|  |
| --- |
| １　動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令（以下「法令等」という。）に違反している者２　過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から２年を経過していない者３　過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない者４　過去にボランティア譲渡動物の引渡停止があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者５　過去に譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から２年を経過していない者 |

参考様式２－２

**譲渡ボランティア基準の５に該当してないことを示す書類（団体）**

団体名

代表者住所

代表者氏名

下記の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

|  |
| --- |
| １　動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令（以下「法令等」という。）に違反している者２　過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から２年を経過していない者３　過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過していない者４　過去にボランティア譲渡動物の引渡停止があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者５　過去に譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から２年を経過していない者 |

記

１　役員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 飼養 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※役職名には、「代表者」「責任者」「役員」等の別で記入すること。

※役員が一時飼養会員である場合は、「飼養」欄に「○」を記入し、２への記載は省略できる。

２　一時飼養会員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 会員氏名 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |